

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
204	95-19 解説変更	競売の目的物に <u>権利の不存在・権利に関する不適合・物の不存在・数量に関する不適合</u> があった場合、買受人は、債務者に <u>債務不履行を理由</u> として <u>契約を解除</u> し、又は <u>代金の減額</u> を請求することができる（568Ⅰ）。しかし、通常の売買とは異なり <u>種類・品質に関する不適合</u> については、それを理由とした <u>契約解除・代金の減額請求</u> もすることができない（568Ⅳ）。また、 <u>損賠賠償請求</u> については、原則としてその請求は認められておらず、例外として <u>債務者</u> が権利又は物の不存在・不適合を <u>知りながら申し出なかった</u> ときは、買受人は、 <u>債務者</u> に対して損害賠償を請求できる（568Ⅲ）が、これも <u>種類・品質に関する不適合</u> については、その対象となっていない。これは買受人が善意であったときも同様である。	